

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行例167条の2第1項第2号により随意契約することができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、依頼試験、開放機器利用および研究開発によって生ずる廃水を浄化し、下水道へ排出する設備の校正・点検・消耗品交換からなる保守点検業務を行うものである。</p> <p>なお、当該設備は当センターの要望を受けて作ったオーダーメイドの装置であり、株式会社エンバイシスは、機能・構造・設計・保守に関する仕様・図面などの情報を一般に公開していない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>前述のように、当該設備を製造した株式会社エンバイシスは、機能・構造・設計・保守に関する仕様・図面などの情報を一般に公開していない。</p> <p>従って、この廃水処理設備の点検、校正等の保守点検業務を行うことができるのは株式会社エンバイシスのみであり、他のものがこれを行うことはできない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。